

学校いじめ防止基本方針

■■■ いじめ防止基本方針 ■■■

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、インターネットや携帯電話、スマートフォンといった情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしたりするなど、深く傷付き、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として重要課題という認識を持たなければならない。

そこで、幼児・児童・生徒が安心して充実した学校生活を送れるよう、いじめの未然防止や迅速かつ適切な対応への備えとして、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は学校組織として適切かつ速やかに解決に取り組めるように、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

■■■いじめ防止の基本方針を定める意義■■■

○いじめ防止の基本方針に基づいて指導が徹底されることにより、教職員がいじめの問題を抱え込まずに組織として一貫した対応が徹底されます。

○いじめの発生時には、あらかじめ示された学校の対応によって、幼児・児童・生徒及びその保護者を守るとともに、学校生活を送る上での安心感を与えます。

○いじめの問題への学校の対応をあらかじめ示すことによって、いじめの加害者への抑止につながります。

○いじめの加害者への成長支援を基本方針に位置付けることにより、加害者への支援につながります。

北海道釧路鶴野支援学校

平成 26 年 11 月 作成

令和 5 年 7 月 改訂

I いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめ等防止に向けた基本姿勢

- (1) いじめは絶対に許されない、いじめはいじめる側が悪いと認識すること
- (2) いじめは、どの幼児・児童・生徒にも、どの学校においても起こり得ると認識すること
- (3) いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方に立ってはいないと認識すること
- (4) いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題と認識すること
- (5) いじめの問題は組織的な取組で解決できるものと認識すること

3 いじめ防止等のための取組目標

- (1) 全ての幼児・児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、全員がいじめを行わないようにする。
- (2) 全ての幼児・児童・生徒が他の幼児・児童・生徒に対して行われているいじめを放置しないようにする。
- (3) いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、幼児・児童・生徒が十分に理解できるようにする。
- (4) いじめを受けた幼児・児童・生徒の生命・心身を保護することが最優先かつ重要であることを認識し、国や地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

4 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる幼児・児童・生徒」「いじめる幼児・児童・生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」等の周囲の者がいる場合が多い。周囲の幼児・児童・生徒の捉え方により、抑止作用となったりする。

(2) いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入りたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（イライラを晴らしたい）

(3) いじめの態様

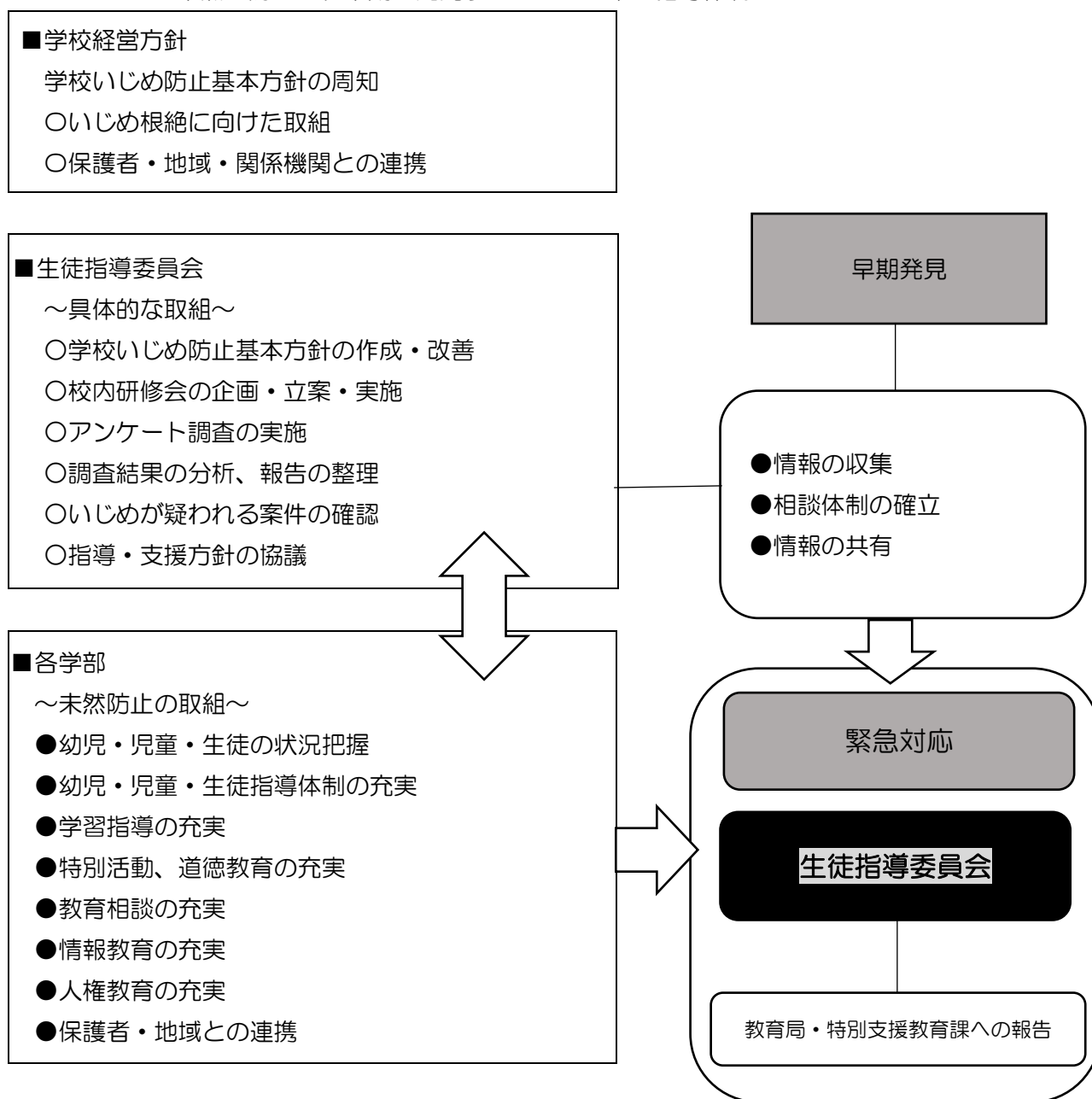
いじめの態様には、次のものなどが考えられる。

- ・悪口を言う・あざける・落書き・物壊し・集団での無視・陰口
- ・避ける・ぶつかる・小突く・蹴る・命令・脅し・性的辱め
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ・PCや携帯電話、SNS、メール等による誹謗中傷
- ・噂流し・授業中のからかい仲間はずれ
- ・嫌がらせ・暴力・たかり・使い走り
- ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

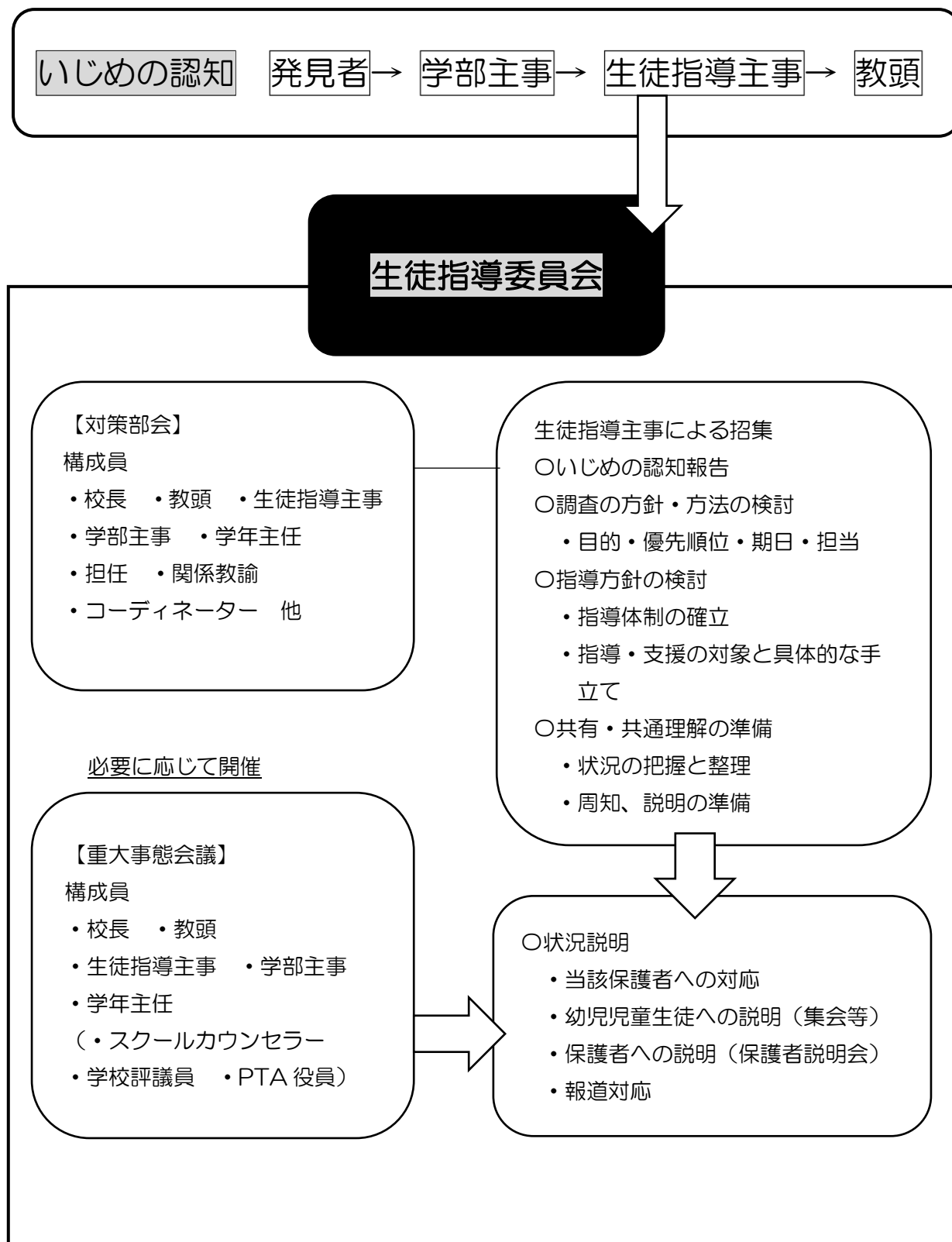
1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

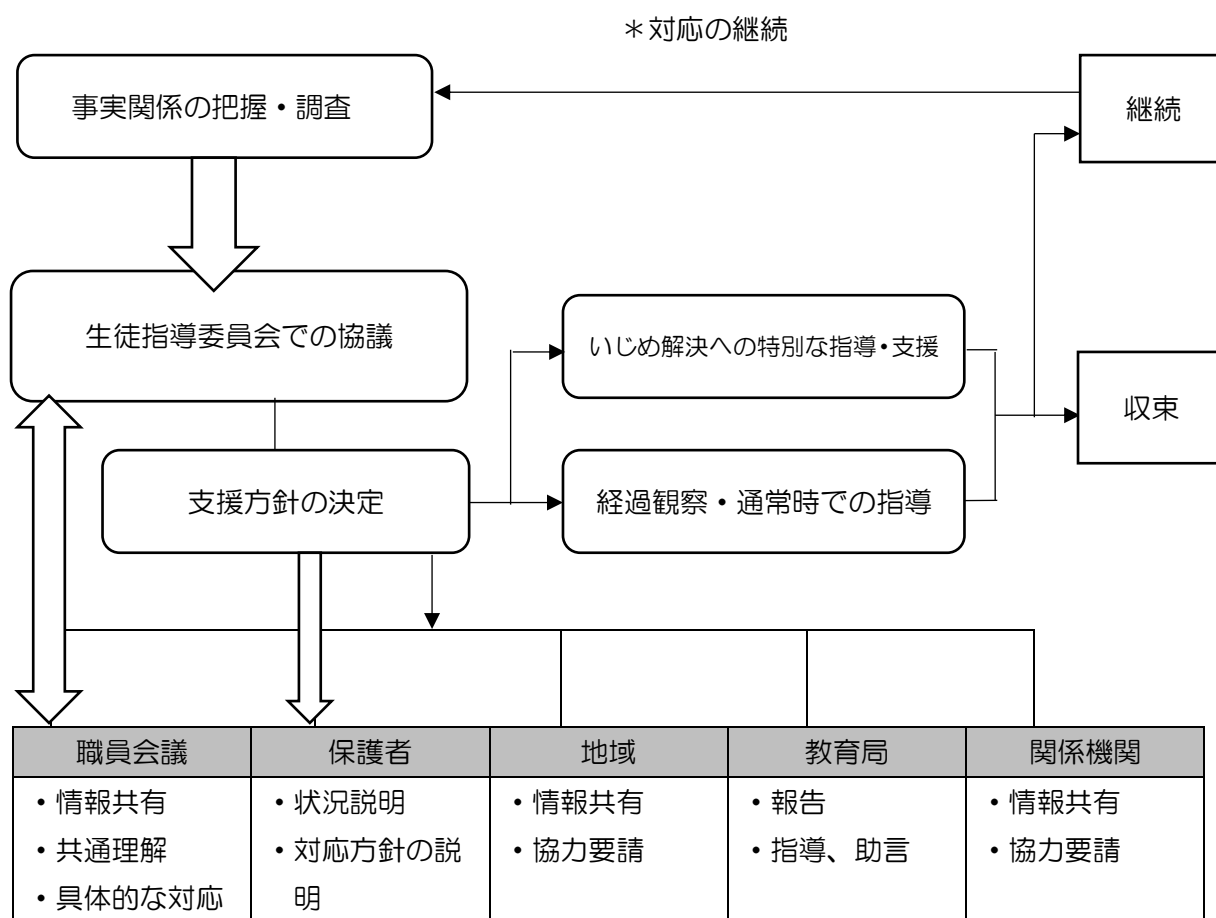


2 緊急時の組織対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



【対応の手順】



Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。

特に幼児期は人間形成の基礎となる時期であり、友達との遊びの中でコミュニケーション様式を学ぶ。相手を不快にさせる、困らせる行動については、その都度気付かせ、考えさせながら、正しい人間関係の形成を促していかなければならない。

幼児・児童・生徒に対し、教育活動を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

■ 幼児・児童・生徒の状況把握

- 個別の教育支援計画の活用
- コミュニケーション能力の育成
- 一人一人に応じた授業づくり

■ 幼児・児童・生徒指導体制の充実

- 児童・生徒間のトラブルに対する対応組織及び手順
- いじめ相談窓口の設置と周知
- 保健室との連携

■ 特別活動・道徳教育の充実

- 人権意識の理解
- 日常生活の指導における望ましい人間関係づくりの活動
- 特別の教科道徳における人間関係づくりの活動

■ 教育相談の充実

- 担任による教育相談、個人面談
- 生徒指導担当者による教育相談
- コーディネーターによる教育相談
- （高）日常的な教育相談（セルフマネジメントでの相談等）

■ 情報教育の充実

- 「情報」におけるモラル教育の充実
- 各教科の中での情報教育の充実
- 学校・家庭全体を通じた情報教育の充実

■ 保護者、地域との連携

- 学校公開の実施
- 関係機関との連絡体制の構築
- コンビニエンスストアとの連絡体制の確立
- 学校運営協議会での説明・協力要請
- PTAへの説明・協力要請
- 保護者懇談会等での説明

Ⅳ いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。幼児・児童・生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

■ 情報の収集

- 教職員の観察からの気づき
- 養護教諭からの情報
- 幼児・児童・生徒からの訴え
- 保護者（家庭）からの情報
- アンケートの実施（5月、11月を予定）
- 各種調査からの気づき

■ 相談体制の確立

- 相談窓口の設置及び周知
- 面談の定期的実施

■ 情報の共有

- 情報の整理・分析
- 教職員への情報提供
 - ・ 報告経路の明示、報告の徹底
 - ・ 職員会議での情報共有（対象幼児・児童・生徒の状況・事案の経緯や経過）
 - ・ 進級時の引継ぎ

■ チェックリストの活用 ■

いじめられている幼児・児童・生徒のサイン	幼児・児童・生徒名									
サ イ ン										
遅刻・欠席が増える										
遅刻・欠席の理由を明確に言わない										
教師と視線が合わず、うつむいている										
体調不良を訴える										
保健室・トイレに行くようになる										
決められた座席と異なる席に着いている										
給食にいたずらをされている										
給食を所定の位置で食べない										
ふざけている表情がさえない										
友達との関わりを避ける										
慌てて下校する										
持ち物がなくなる										
持ち物にいたずらをされている										
嫌なあだ名が聞こえる										
何か起こると特定の名前が出る										
筆記用具の貸し借りが多い										
いじめている幼児・児童・生徒のサイン	幼児・児童・生徒名									
サ イ ン										
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している										
ある友達にだけ、周囲が異常に気を遣っている										
教職員が近づくと、不自然に分散する										
自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在がいる										
家庭でのサイン	幼児・児童・生徒名									
サ イ ン										
学校や友達のことを話さなくなる										
友人やクラスの不平や不満を口にするが多くなる										

朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと云ったりする										
特定の友人からの誘いをよく断る										
受信したメールをこそこそ見る										
電話におびえる										
遊ぶ友達が急に変わる										
部屋に閉じ籠もったり、家から出なかったりする										
理由のはっきりしない衣服の汚れがある										
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある										
登校時間になると体調不良を訴える										
食欲不振・不眠を訴える										
持ち物がなくなったり、壊されたりする										
持ち物に落書きがある										
お金を欲しがる										

V いじめへの対応

1 幼児・児童・生徒への対応

(1) いじめられている幼児・児童・生徒への対応

いじめられている幼児・児童・生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている幼児・児童・生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、支える。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている幼児・児童・生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている幼児・児童・生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている幼児・児童・生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害幼児・児童・生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係作りに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

- (1) いじめられている幼児・児童・生徒の保護者に対して相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
 - じっくりと話を聞く。
 - 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
 - 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。
- (2) いじめている幼児・児童・生徒の保護者に対して事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
 - 幼児・児童・生徒や保護者の心情に配慮する。
 - 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
 - 保護者の協力が必要であることを伝える。
 - 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。
- (3) 保護者同士が対立する場合等

教職員が間に入って関係修復が必要となる場合がある。

 - 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
 - 対応者に対して、その思いを十分に聞き取りながら、対応に当たる。
 - 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、具体的な対応をすることが重要である。

- (1) 教育局との連携
 - 関係幼児・児童・生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
 - 関係機関との調整
- (2) 警察との連携
 - 心身や財産に重大な被害がある場合
 - 犯罪等の違法行為がある場合
- (3) 福祉関係との連携
 - 家庭の養育に関する指導・助言
 - 家庭での幼児・児童・生徒の生活・環境の状況把握
- (4) 医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や映像を使い、特定の幼児・児童・生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の幼児・児童・生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の幼児・児童・生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- 「総合的な学習（探究）の時間」における情報モラル教育の充実
- 「情報」における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

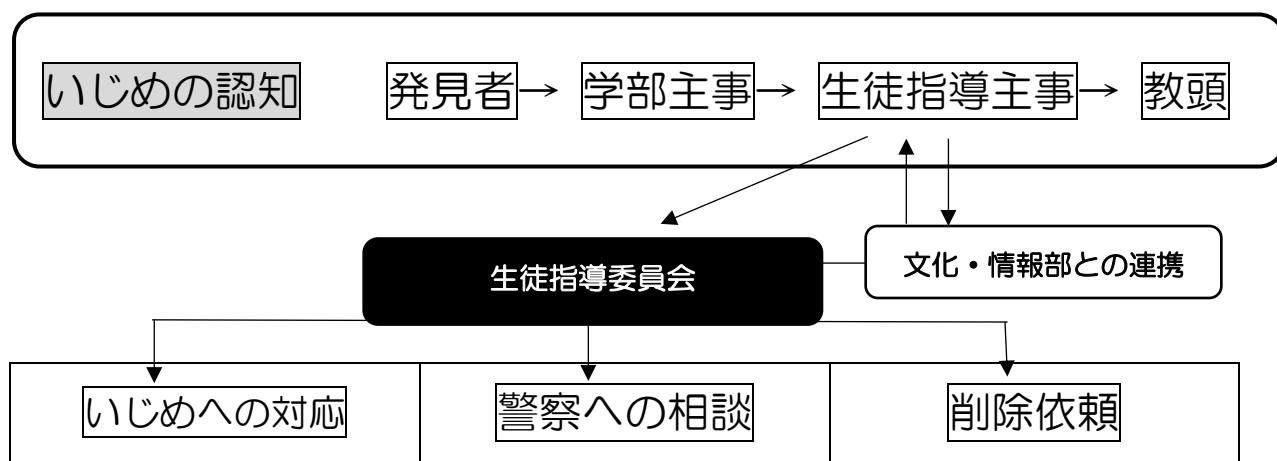
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 幼児・児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 幼児・児童・生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の商品を奪い取られた場合

(2) 幼児・児童・生徒が相当の期間、学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、釧路教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

Ⅶ 年間計画			
	月	生徒指導委員会の取組	教職員の取組
前 期	4	- いじめの未然防止の取組について検討（今年度の取組について） - 本校のいじめ等の問題への対応方針について説明（PTA総会）	- 幼児児童生徒の生徒指導に関する実態把握及び情報交換 - 保護者にいじめ未然防止の取組について説明（個別の教育支援計画等の活用）
	5	いじめの問題への取組状況の調査	いじめの把握のためのアンケート調査
	6	いじめの問題への対応状況の調査	幼児児童生徒の生徒指導に関する実態把握及び情報交換
	7		
	8	保護者にいじめ未然防止の状況について説明	保護者にいじめ未然防止の状況について説明（個別の教育支援計画等の活用）
	9	前期の取組の反省と今後に向けた方策	
	10		
	11	いじめの問題への対応状況の調査	いじめの把握のためのアンケート調査
	12	いじめの問題への取組状況の調査	幼児児童生徒の生徒指導に関する実態把握及び情報交換
後 期	1		
	2		
	3	今年度の取組の反省と次年度に向けた方策の検討	保護者にいじめ未然防止の状況について説明（個別の教育支援計画等の活用）
日常的な取組		- 幼児児童生徒の実態や関わりに関して情報交換 - 家庭との情報交換	

Ⅷ 関係法令

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日交付同年9月28日施行）
- ・ 緊急メッセージ「いじめをなくしかけがえのない子どもたちの生命を守るために」（平成24年8月北海道教育委員会）
- ・ 北海道いじめの防止等に関する条例（平成 26 年北海道条例第8号）
- ・ 北海道いじめ防止基本方針の改定（令和5年3月）

